

令和3年6月16日

こども未来部児童相談・養育支援担当

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

新たに江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区亀戸子ども家庭支援センターを設置するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区亀戸子ども家庭支援センターの名称及び位置について規定する。(第2条関係)
- (2) 休館日に関する規定を整備する。(第5条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定、及び、第5条第1項の表に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定の施行期日は、規則で定める日から施行する。

4 新旧対照表

2ページ以降を参照

5 施設案内図及び平面図

4・5ページを参照

江東区子ども家庭支援センター条例 新旧対照表

現行	改正案																								
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子ども家庭支援センターの名称及び位置を次のとおり定める。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子ども家庭支援センターの名称及び位置を次のとおり定める。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 611 544 678">名称</th> <th data-bbox="544 611 863 678">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 678 863 745">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 745 544 1003">江東区有明子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="544 745 863 1003">東京都江東区有明二丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1003 544 1261">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="544 1003 863 1261">東京都江東区東陽三丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 1261 863 1323">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		江東区有明子ども家庭支援センター	東京都江東区有明二丁目1番8号	江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 611 1182 678">名称</th> <th data-bbox="1182 611 1503 678">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="863 678 1503 745">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 745 1182 880">江東区有明子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1182 745 1503 880">東京都江東区有明二丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 880 1182 1014">江東区住吉子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1182 880 1503 1014">東京都江東区住吉一丁目9番8号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1014 1182 1149">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1182 1014 1503 1149">東京都江東区東陽三丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1149 1182 1283">江東区亀戸子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1182 1149 1503 1283">東京都江東区亀戸六丁目31番26号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="863 1283 1503 1323">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		江東区有明子ども家庭支援センター	東京都江東区有明二丁目1番8号	江東区住吉子ども家庭支援センター	東京都江東区住吉一丁目9番8号	江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号	江東区亀戸子ども家庭支援センター	東京都江東区亀戸六丁目31番26号	(略)	
名称	位置																								
(略)																									
江東区有明子ども家庭支援センター	東京都江東区有明二丁目1番8号																								
江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号																								
(略)																									
名称	位置																								
(略)																									
江東区有明子ども家庭支援センター	東京都江東区有明二丁目1番8号																								
江東区住吉子ども家庭支援センター	東京都江東区住吉一丁目9番8号																								
江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号																								
江東区亀戸子ども家庭支援センター	東京都江東区亀戸六丁目31番26号																								
(略)																									
<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 1597 504 1664">名称</th> <th data-bbox="504 1597 863 1664">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 1664 863 1731">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1731 504 1989">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="504 1731 863 1989"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	(略)		江東区東陽子ども家庭支援センター		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 1597 1139 1664">名称</th> <th data-bbox="1139 1597 1503 1664">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="863 1664 1503 1731">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1731 1139 1865">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1139 1731 1503 1865"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1865 1139 1989">江東区亀戸子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1139 1865 1503 1989"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	(略)		江東区東陽子ども家庭支援センター		江東区亀戸子ども家庭支援センター											
名称	休館日																								
(略)																									
江東区東陽子ども家庭支援センター																									
名称	休館日																								
(略)																									
江東区東陽子ども家庭支援センター																									
江東区亀戸子ども家庭支援センター																									

(略)	
江東区有明子ども家庭支援センター	12月29日から翌年の1月3日までの日

(略)	
江東区有明子ども家庭支援センター	12月29日から翌年の1月3日までの日
江東区住吉子ども家庭支援センター	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（毎月第3金曜日（休日にあたる場合は、その月の第3木曜日）及び1月4日をいう。）

2 (略)

第6条～第14条 (略)

別表 (略)

2 (略)

第6条～第14条 (略)

別表 (略)

附 則

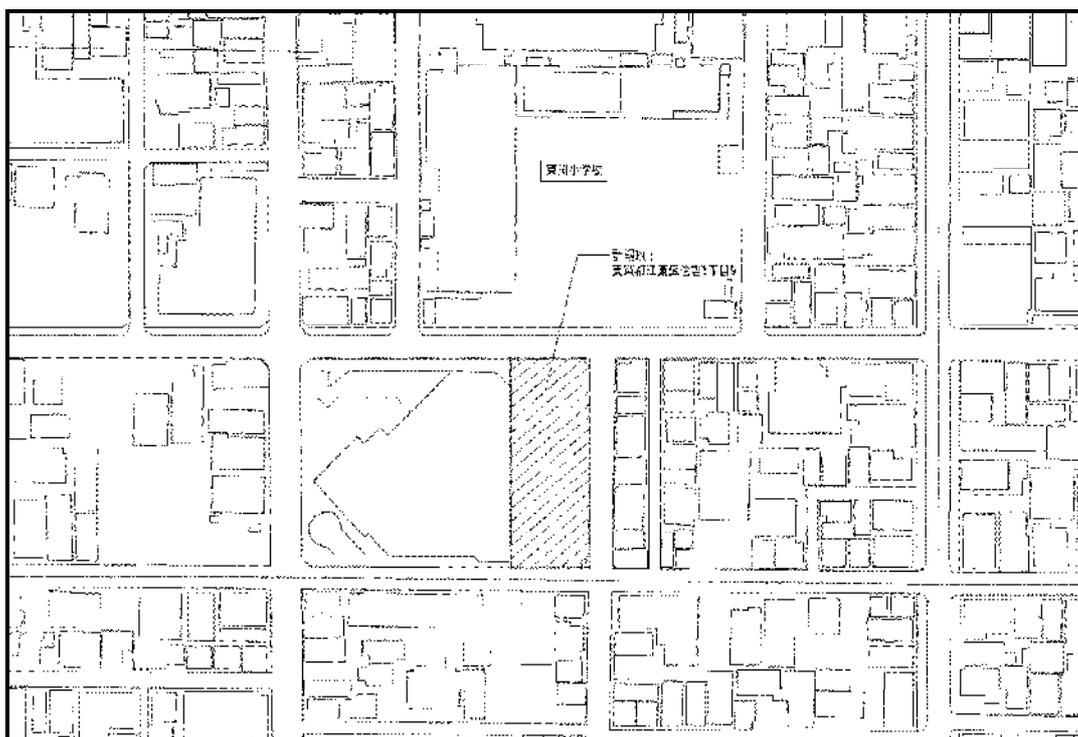
この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

【 江東区住吉子ども家庭支援センター 】

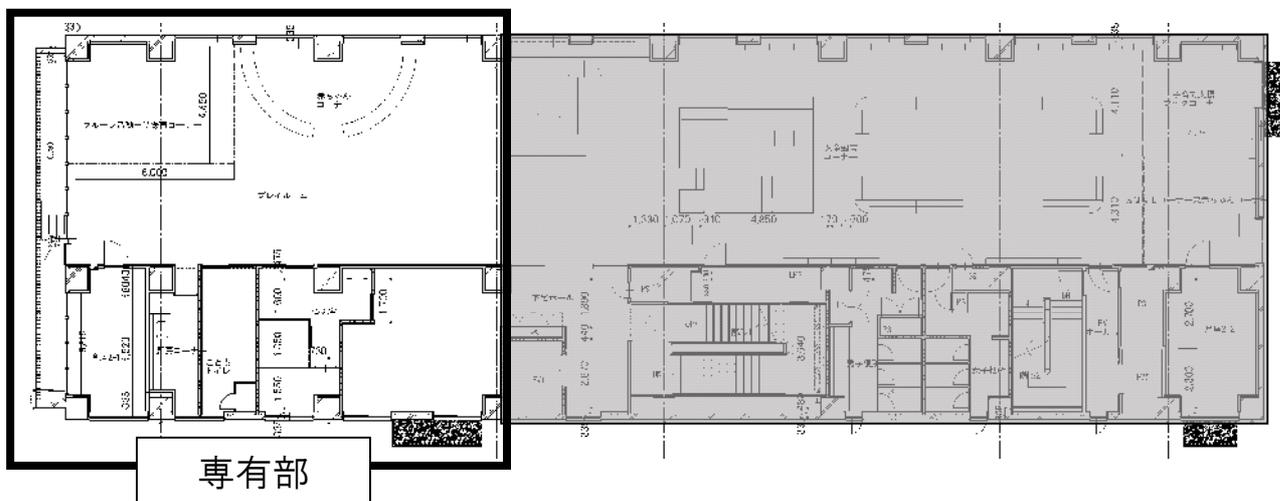
- 1 所在地 江東区住吉一丁目9番8号
- 2 設置場所 江東区こどもプラザ2階
- 3 面積 専有部：約240㎡（建物全体：約2,810㎡）

※その他、図書館と兼用の相談室（8㎡・2部屋）や
事務室（図書館と合せて約120㎡）等の諸室あり。

（案内図）



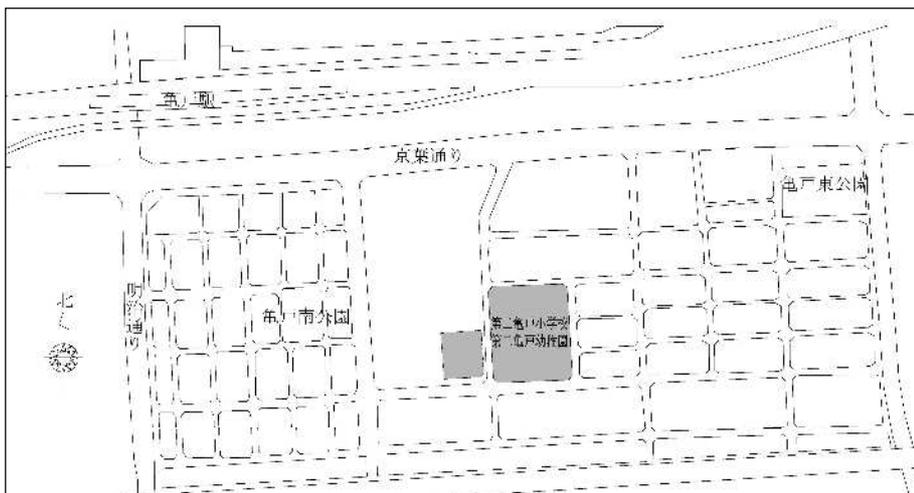
（平面図(2階)） ※子ども家庭支援センター専有部は施設2階に位置



【 江東区亀戸子ども家庭支援センター 】

- 1 所在地 江東区亀戸六丁目31番26号
- 2 設置場所 第二亀戸小学校増築棟の1階部分
- 3 面積 約576㎡（増築棟全体の延床面積：約3,666㎡）

(案内図)



(平面図)

